

4. 今後の予定等

都市計画法に基づく都市計画決定までの流れ（予定）

今後の晴見町地区地区計画決定までの流れは次のようになります。



年内に原案の縦覧や意見書の受付を行い、来年3月に決定する予定です。どうぞよろしくお願いいたします。



ホームページ公開のお知らせ

まちづくりニュースは、市のホームページでもご覧になることができます。
 (ホームページの開き方は、以下の要領を参照ください)
 なお、ホームページだけでなく、市役所計画課の窓口でも配布しています。

<ホームページの開き方>

- 1 インターネット上で府中市のホームページを開く。
府中市のホームページアドレス <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>
- 2 トップページから「行政情報」の「計画・審議会・協議会」の「計画」を選択する。
- 3 「都市基盤分野」の「府中市まちづくり推進事業」を選択する。
- 4 「晴見町地区」を選択する。



発行・問合せ：府中市都市整備部計画課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
 電話：042-335-4335（直通）
 FAX：042-335-0499
 Mail：tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp

晴見町地区まちづくりニュース 第9号

平成27年11月発行

日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

晴見町一丁目及び二丁目の自治会長の方々を中心に設立した晴見町地区まちづくり協議会から、平成27年3月に市に提出された「晴見町地区まちづくり提案書」をもとに、市において「晴見町地区地区計画」(原案)としてまとめました。今回のまちづくりニュース第9号では、地区の皆様に行う地区計画の説明会についてお知らせいたします。

1. 晴見町地区地区計画(原案)の縦覧を行います。

晴見町地区地区計画(原案)については、平成27年11月24日(火)～12月8日(火)にかけて、市役所7階計画課において内容をご覧になることができ、12月15日(火)まで意見書を受け付けています。

2. 晴見町地区地区計画(原案)の説明会を行います。

ニュース2、3ページに記載の晴見町地区地区計画(原案)の内容について、都市計画法に基づき地区の皆様次のおり説明会を行います。

なお、この説明会はあくまで地区計画(原案)の内容について説明を行うもので、国有地(国連アジア極東犯罪防止研修所と法務省矯正研修所)の跡地利用に関する説明会ではありません。

(1)開催日時

- ①平成27年11月26日(木)午後7時～
- ②平成27年11月30日(月)午後7時～

※説明会の内容は①②ともに同じ内容になります。
 ※説明会の時間は1時間程度を予定しています。

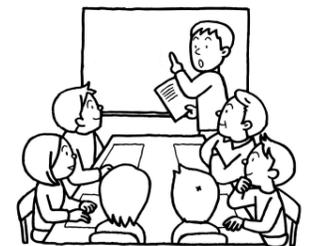
(2)開催場所

**府中市役所府中駅北第2庁舎
3階第2～4会議室**

※説明会の会場は①②ともに同じ場所になります。
 ※会議室の席は数に限りがありますので、ご承知おきください。

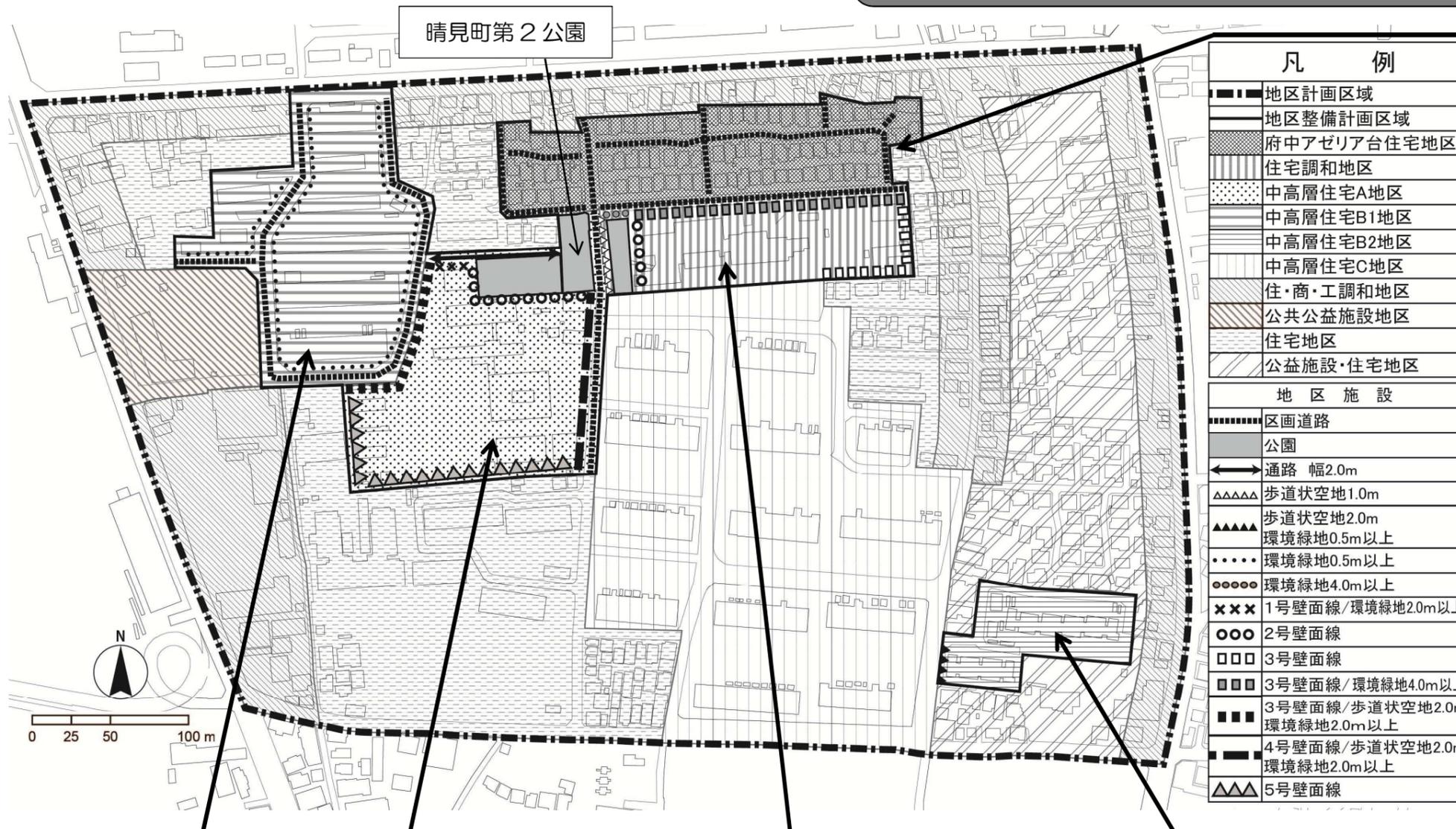
(3)説明会の内容

晴見町地区地区計画(原案)
 ※2、3ページに記載の内容と同様の説明内容になります。



3. 晴見町地区地区計画（原案）の制限内容

今回新たに建築物等の制限を行う範囲は、法務省関連施設のある国有地と都営住宅*（都営府中晴見町一丁目・二丁目アパート）となります。
 *都営住宅の制限は現状に即した内容となっており、今後改築等を行うものではありません。



■府中アゼリア台住宅地区 約1.5ha ~当地区にはすでに地区計画が設定されているため、引き続き同じ内容の制限を継続します~

- ①建築物等の用途の制限：次の建築物以外を制限します。
 - ・一戸建ての住宅、二戸長屋
 - ・上記の建築物に付属する物置等
- ②建築物の容積率の最高限度：120%
- ③建築物の建ぺい率の最高限度：150%
- ④敷地面積の最低限度：130㎡
- ⑤壁面の位置の制限：道路境界線又は隣地境界線までの距離は次のとおりとします。*
 - ・敷地の東側及び西側は0.5m以上
 - ・敷地の北側は1.0m以上
 - ・敷地の南側は1.5m以上
 *ただし、物置及び自動車車庫等は0.5m以上とし、道路の隅切り部分は緩和します。
- ⑥建築物等の高さの最高限度：
 - ・建築物の高さは10m以下
 - ・北側の軒の高さは6.5m以下

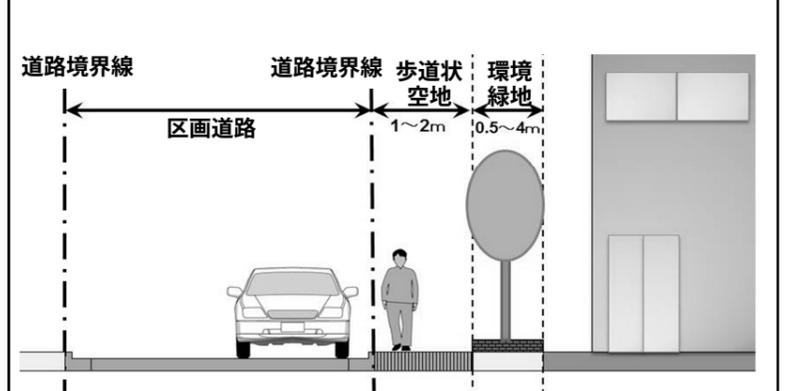
■壁面の位置の制限*

- ・1号壁面線：通路境界線より5.0m以上後退
 - ・2号壁面線：公園境界線より5.0m以上後退
 - ・3号壁面線：道路境界線及び隣地境界線より5.0m以上後退
 - ・4号壁面線：道路境界線より6.0m以上後退
 - ・5号壁面線：隣地境界線より建築物の高さ13m未満の部分は5.0m以上後退し、高さ13m以上の部分は8.0m以上後退
- *ただし、物置、自動車車庫等は緩和します。

■壁面後退区域における工作物の設置の制限

- ・壁面後退区域のうち、道路に面する敷地の部分で歩道状空地及び環境緑地を設けた区域には、電柱、ベンチ及び緑化に寄与するものなどを除き、門、塀、その他の工作物の設置を制限します。

■区画道路・歩道状空地・環境緑地のイメージ



■中高層住宅B1地区 約2.0ha (府中晴見町二丁目アパート)

- ①敷地面積の最低限度：1,000㎡
- ②建築物等の高さの最高限度：20m

■中高層住宅A地区 約2.1ha (矯正研敷地)

- ①敷地面積の最低限度：10,000㎡**
 ※ただし、集会所は緩和します。
- ②壁面の位置の制限：図示のとおり
- ③建築物等の高さの最高限度：25m

■住宅調和地区 約1.1ha (アジ研敷地)

- ①敷地面積の最低限度：6,000㎡**
 ※ただし、一戸建ての住宅又は二戸長屋は100㎡
- ②壁面の位置の制限：図示のとおり
- ③建築物等の高さの最高限度：15m

■中高層住宅B2地区 約0.6ha (府中晴見町一丁目アパート)

- ①敷地面積の最低限度：1,000㎡
- ②建築物等の高さの最高限度：15m

地区整備計画区域内で適用されるその他のルール

■建築物の緑化率の最低限度

<住宅調和地区（アジ研敷地）、中高層住宅A地区（矯正研敷地）>

- ・敷地面積に対する「緑化面積」の割合を15%以上とします。

■建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

- ・建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱並びに工作物の色彩は、まち並みと調和した落ち着いた色彩とし、府中市景観計画の色彩基準に適合したものとします。
- ・屋外広告物を設置する場合には、周囲の景観に配慮するよう、形態及び設置場所に留意したものとします。

■垣又は柵の構造の制限

- ・道路に面して設ける垣又は柵（門柱は除く。）の構造は、生け垣又は透過性を有するフェンスとします。（府中アゼリア台住宅地区では高さ1.8m以下）
- ・ただし、垣又は柵の基礎の部分のうち、高さ0.4m以下の部分については、適用しません。